

第 4404 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 1月19日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

法人税法の改正

Q：法人税法が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A：次のような点が、改正になりました。

【解説】

昨年の12月2日に改正があり、法人税法が次のように改正されました。

①税率

普通法人の税率が25.5%(改正前30%)に、中小企業者等の年800万円以下に対する法人税率が15%(改正前18%)になりました。これに復興特別法人税の10%が加算になります。

②欠損金の繰越控除制度

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度の控除限度額が、中小法人等を除き、その繰越控除する事業年度のその繰越控除前の所得金額の80%とされました。

③貸倒引当金

適用法人が次の法人に限定された上、ハの法人については、その法人が有する金銭債権のうち特定の金銭債権以外のものを対象外とされました。

イ) 中小法人等

ロ) 銀行、保険会社その他これらに準ずる法人

ハ) 売買があったものされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人等

④その他

受取配当等の益金不算入、所得税額控除、国等に対する寄附金等は、修正申告や更正の請求でも認められることとなりました。

